

随意契約並びに比較見積省略理由書

工事名称：労働センター南館 3 階、4 階労働環境課執務室等原状回復工事

本工事は労働環境課執務室として賃借している労働センター南館 3 階、4 階部分を令和 6 年 9 月 30 日に賃貸人に明け渡すにあたり、「労働センター南館」建物「労働環境課（3 階、4 階）部分」一時使用賃貸借契約証書（以下「本契約」という。）第 16 条第 1 項第 1 号に基づき、原状回復工事を行うものである。

本契約では、賃借人は当物件の賃借を開始したときの原状に回復して賃貸人に明け渡すものとし、これに伴う工事については、賃貸人が指定する業者が行うと定められており、賃貸人が原状回復工事の施工業者として、大林ファシリティーズ株式会社を指定したことから、大林ファシリティーズ株式会社でなければ履行ができない。

以上の理由から、地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号により随意契約を締結し、大阪府財務規則第 62 条ただし書き及び大阪府財務規則の運用第 62 条関係第 2 項第 1 号の特定の者でなければ履行できないものに該当することから、比較見積を省略するものである。